

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和5年5月2日付けの保護停止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。内容は別紙1のとおり。）により請求人に対して行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張し、本件処分の取消しを求めている。

4月25日に生活保護決定があったのに、すぐに保護停止決定になったことがおかしいので納得がいかない。

いろいろな手続がまだあるために、色々な手続をするために納得がいかない。困っている（税金の問題や色々の問題を動かすため）。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年 8月 7日	諮問
令和7年 10月17日	審議（第105回第1部会）
令和7年 11月13日	審議（第106回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。

法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

#### (2) 医療扶助

法11条1項によれば、保護の種類の一つとして、「医療扶助」（4号）が掲げられ、法15条によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察等の医療扶助を行うとされている。

#### (3) 保護の基準

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）は、法8条1項の規定にいう要保護者の需要について、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分に応じて、個々の要保護世帯に必要な保護の程度を具体的に算出するための定めを置いている。

#### (4) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとしている。

(5) 保護の要否及び程度

次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した基準生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」としており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問6・（答）は、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものであるとしている。この点、「生活保護運用事例集2017（改訂版）」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。令和2年12月改訂。以下「運用事例集」という。）第8-37によれば、保護廃止時における保護の要否判定の際の基準に含めるべき費用として、以下のものが挙げられているところ、保護停止時の要否判定についても妥当すると解される。

基準	1類・加算 介護保険料 一時扶助	2類 冬季加算 期末一時	家賃・間代 敷金・住宅維持 費 契約更新料 外	教育扶助 高等学校等 就学費	介護保険自己負担 限度 医療費高額療養費 医療費（3割）国 保料
----	------------------------	--------------------	----------------------------------	----------------------	--

なお、収入充当額については、勤労に伴う必要経費として、生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・2・(1)に定める別表2に定める額を控除することとされており、同表によれば、請求人の申告に係る199,346円に対応する同表に定める額は、21,170円である。

(6) 保護の停止について

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

そして、課長通知第10・問12・(答)1・(2)は、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」を挙げている。

(7) 次官通知等について

次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 請求人の基準生活費について

請求人の最低生活費について、本件申請時の請求人は、年齢40歳で単身、東京都〇〇区在住(1級地—1)であることから、これを保護基準に具体的に当てはめて算出すると、別紙2・1のとおり、129,273円となる。

その他、本件申請書類から他に算定すべき費用や加算の要素は見当たらないから、請求人の最低生活費は、月額129,273円と認定することが相当であり、処分庁が算出した金額に、違算は認められない。

(2) 請求人の収入充当額について

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によることとし(上記1・(4))、収入を得るための必要経費として、基礎控除額21,170円を認定し(同・(5))、保護の要否の判定に当たり、請求人の収入充当額として、令和5年4月の勤労収入(総支給額)199,346円から、局長通知第10・2・(1)及び別表2に定める控除額21,170円を控除した額178,176円を認定していることが認められる(内容は別紙2・2のとおり)。

(3) 請求人に対する保護の要否について

保護は、請求人の収入で満たすことのできない不足分を補う程度で

行うものであり(法8条1項)、保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した基準生活費(保護基準額)と収入充当額との対比によって決定される(上記1・(5))。請求人の基準生活費は、上記(1)と(2)との結果を対比すると、収入充当額である178,176円が最低生活費である129,273円を上回っており、処分庁が、請求人による就労開始を確認し、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」(同・(6))に該当するとして、令和5年5月分からの請求人の保護を停止した本件処分は、上記1に掲げる各定めに従って適正になされたものといえ、また、保護の要否判定に当たっての違算も認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、保護開始決定があったのに、すぐに保護停止決定になったことがおかしいので納得がいかないと主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、処分庁は、給料が支払われた旨の請求人からの報告を受け、請求人の最低生活費と収入充当額とに基づき本件処分における保護の要否判定を行った結果、収入充当額が最低生活費を上回ることを認めたことから、一応保護を要しなくなったと認められるとして本件処分を行ったものであり、かつ、上記2のとおり、請求人の最低生活費と収入充当額のいずれについても違算が認められないことから、請求人の主張をもって、本件処分を取り消すことはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2(略)